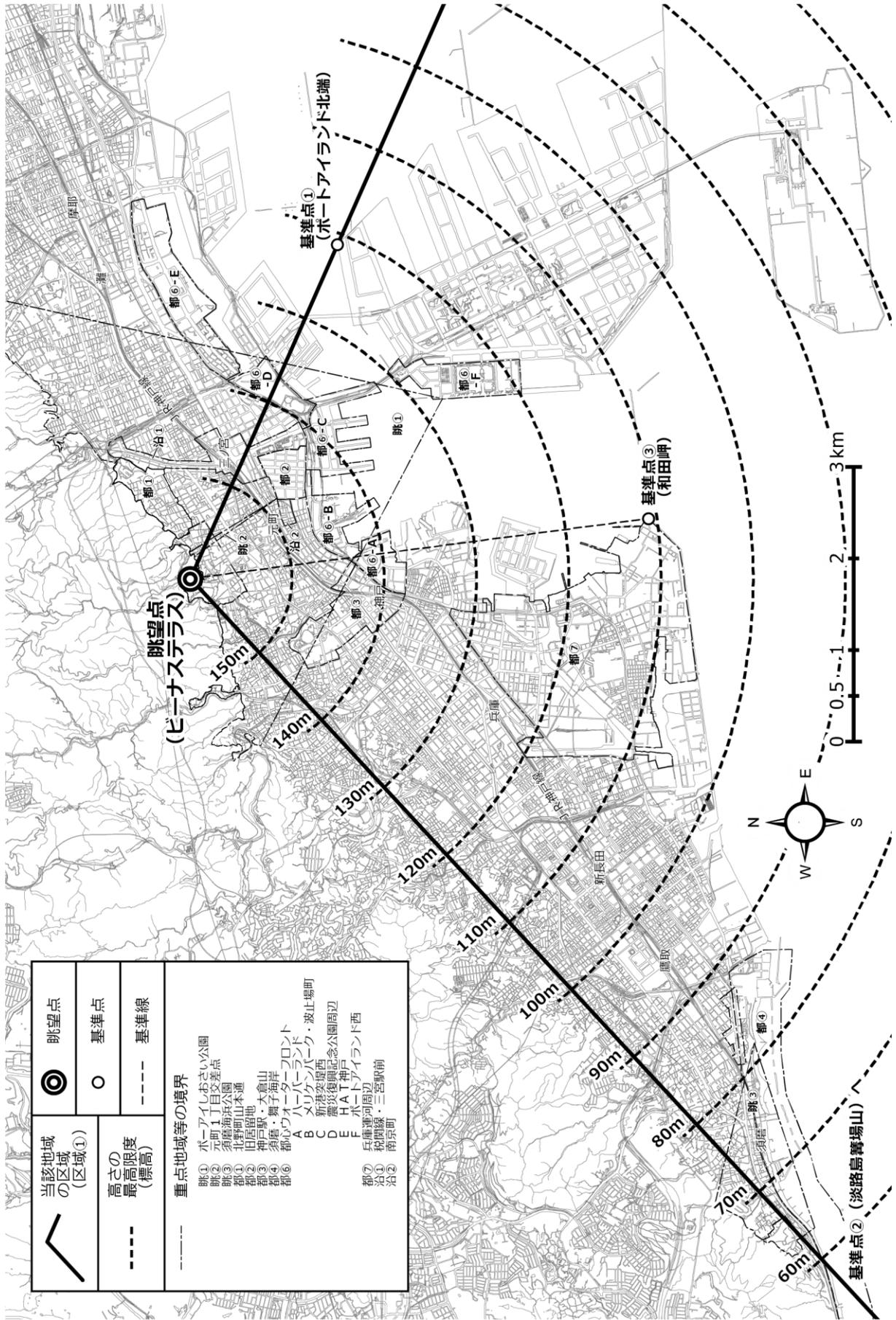
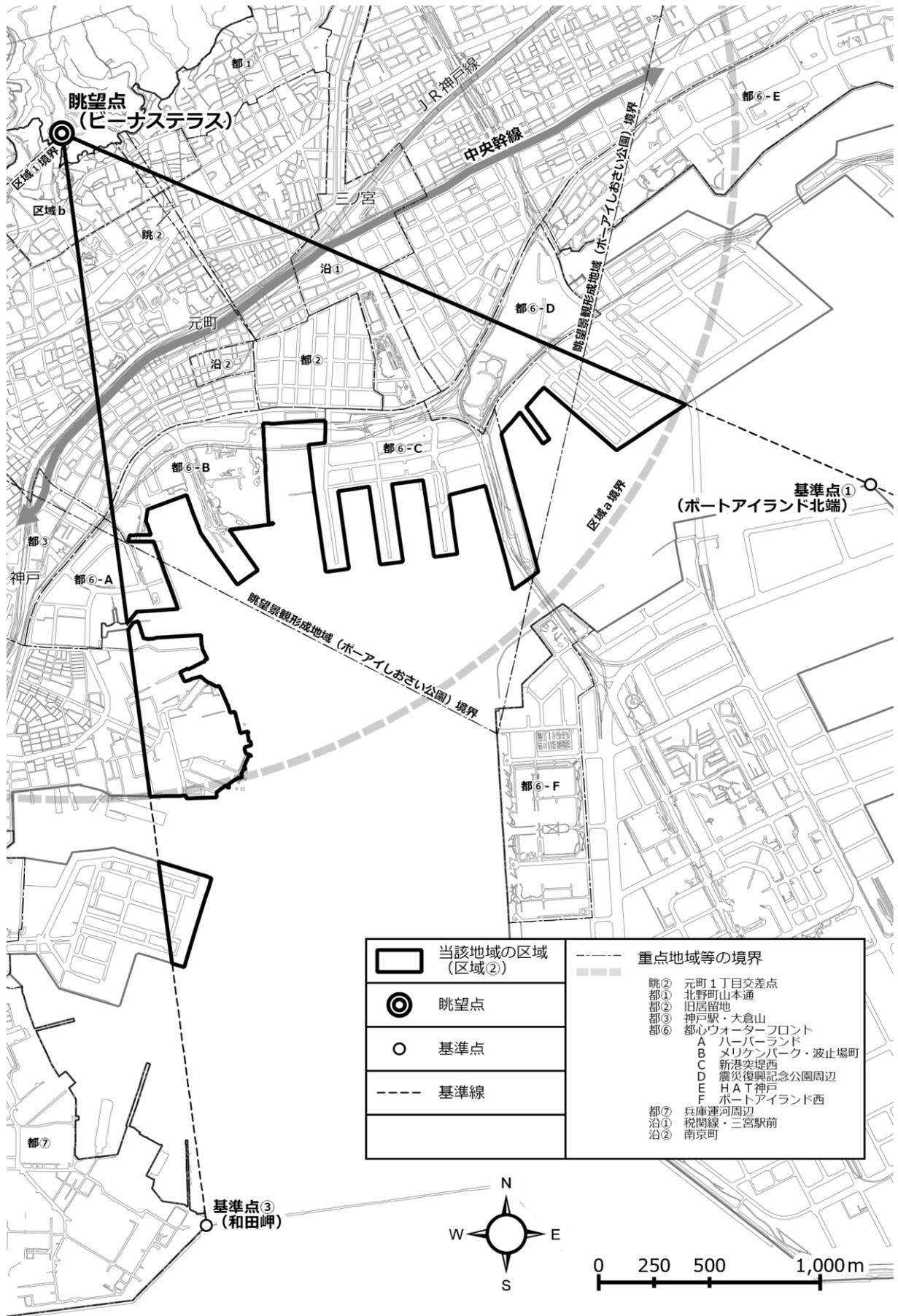




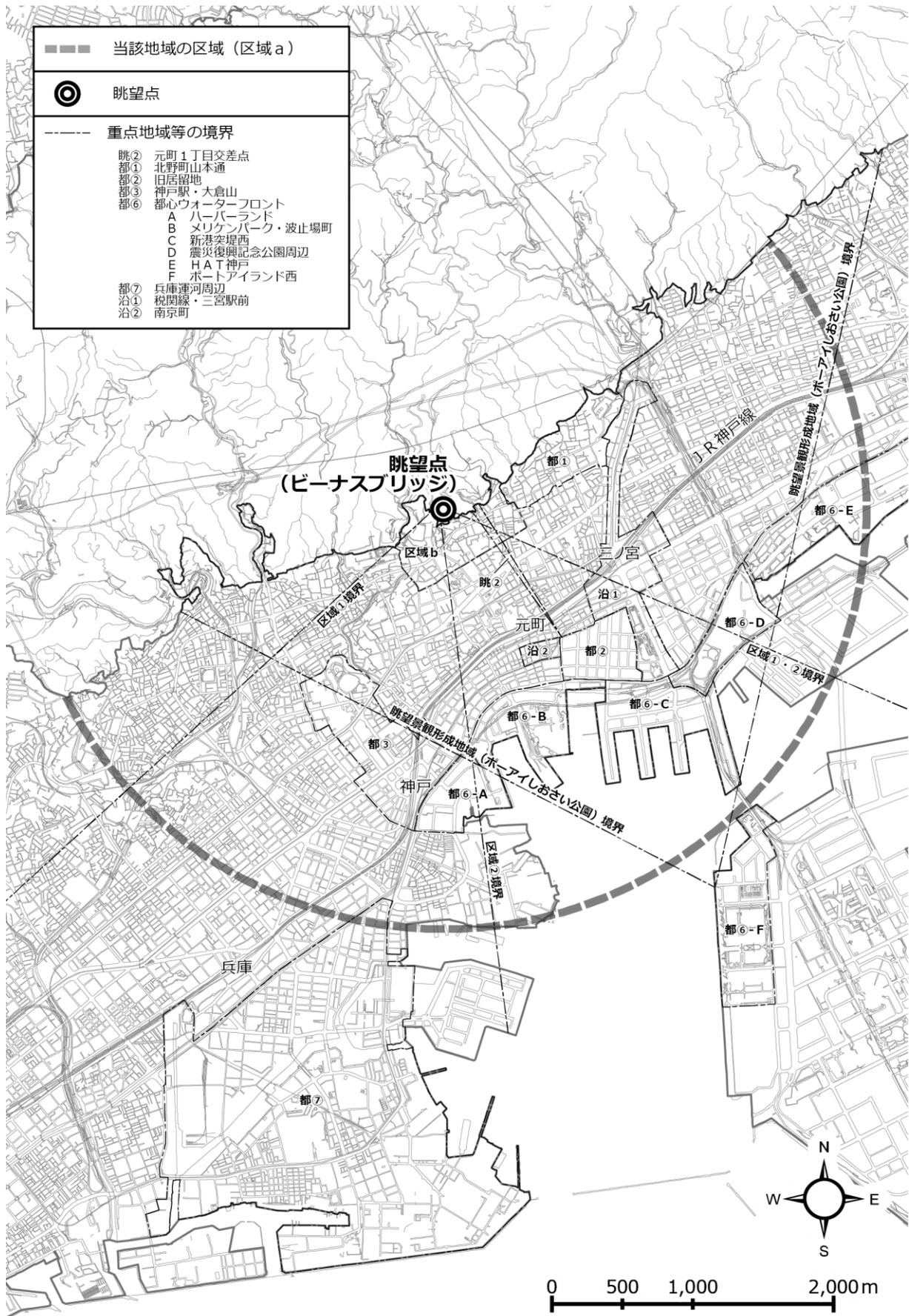
《区域①》



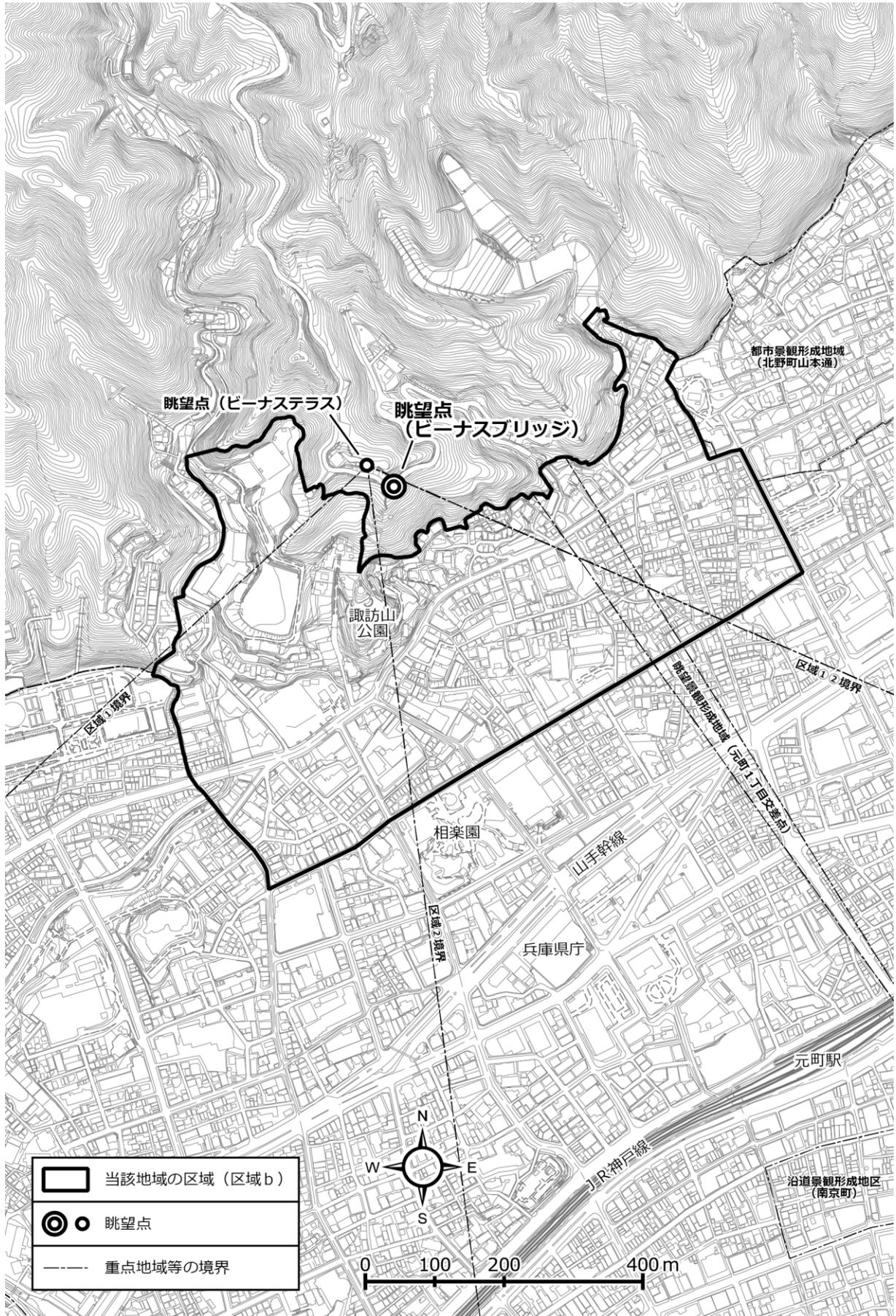
《区域②》



《区域 a》



《区域b》



## (2) 良好な景観の形成に関する方針

### 景観特性

都心部や海までの距離が近く、細部までよく見える都心の高層ビル群とともに、ポートアイランドから須磨にいたる市街地や港、大阪湾や紀伊半島まで一望することができる神戸を代表するビューポイントである。

### 景観形成の基本方針

ビーナステラス、ビーナスブリッジから市街地と港、大阪湾・紀伊半島を眺める「見晴らし型眺望景観」の形成を図る。

視点場と区域	ビーナステラス	ビーナスブリッジ		ビーナステラスとビーナスブリッジ
	区域①（須磨浦～ポートアイランド北端） 区域②（和田岬～ポートアイランド北端）	区域 a（概ね半径 3kmの範囲）	区域 b（概ね半径 500mの範囲）	都心ウォーターフロント（都市景観形成地域）
共通	大阪湾・紀伊半島への見晴らしを保全する。 ビーナステラスの眼下の都心部を中心とした区域については、都心部や神戸港内への見晴らしを保全する。	ビーナスブリッジから見晴らすことのできる中景エリアについては、間近に広がる市街地への眺望景観を保全する。	ビーナスブリッジ眼下の近景エリアについては、個々の建築物等の細部までよく見えるため、見下ろしの視線に留意した良好な景観の形成を図る。	－
夜間景観	眼下に市街地の灯りやウォーターフロントの光が輝き、遠く大阪湾の対岸の光まで見渡せる、落ち着いた上品な夜間景観を保全するとともに、新たな照明技術を取り入れながら夜間景観を演出し、みなとまち神戸らしい魅力ある夜間景観を形成する。		温かみのある夜間景観を印象付ける。	みなとまち神戸の夜間景観のシンボリックなエリアとして、光のランドマークとなるような良質な照明の演出を推奨する。

### 景観形成基準の基本的な考え方

	区域① 区域②	区域 a	区域 b
共通	眺望点から水平距離で19kmの海面上のラインを標高0mの基準線として設定し、建築物等の各部分の高さが、眺望点から基準線を見下ろした俯角により算定した高さを超えないこととする。 建築物等の形態意匠に関する誘導基準を設ける。	建築物等の形態意匠に関する誘導基準を設ける。	区域 a と同様の誘導基準に加え、屋根や建築設備に関する誘導基準を設ける。
夜間景観	建築物等の照明の色温度や輝度などに関する誘導基準を設ける一方、ライトアップなどによる良質な夜間景観の演出を誘導する。		色温度や輝度などについて、特に留意した誘導基準を設ける。

### (3) 規制又は措置の基準として必要な制限

#### 《区域①》

##### 景観形成基準

建築物又は工作物の高さの最高限度	○各部分の高さが下記により算定した標高（Z：東京湾平均海面からの高さ）を超えないこととする。[単位：m] 《算定式》 $Z = (159.5 + 1.5) - (\text{各部分からピーナステラスまでの水平距離}) \times 0.01$
備考	<p>1 建築物又は工作物の高さは、屋上広告物などの付属物も含めた外観上の高さとする。</p> <p>2 次のいずれかに該当する区域内においては、この基準は適用しない。</p> <p>(1) 都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区</p> <p>(2) 同法第8条第1項第4号に規定する特定街区</p> <p>(3) 同法第8条第1項第4号の2に規定する都市再生特別地区</p> <p>(4) 同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区</p> <p>(5) 同法第12条の8及び第12条の10に規定する地区整備計画の区域</p> <p>3 本基準の適用の際、現に存する建築物又は工作物の建て替えて、基準に適合させることが困難なものについて、神戸市が都市景観審議会の意見を受けて認める場合は、この基準によらないことができる。</p>

##### 夜間景観形成基準

形態又は色彩その他の意匠の制限	照明	演出	<p>○高層建築物の頂部は、照明の演出を行い、魅力あるスカイラインを形成するよう努める。</p> <p>○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。</p>
-----------------	----	----	---

## 《区域②》

### 景観形成基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	基本事項	○視点場からの見え方に留意した計画・設計とする。 ○特色ある地形やシンボリックな建築物等が見える眺望景観をできるだけ保全するよう、形態意匠を工夫する。
	建築物又は 工作物の幅	○高さ60m以上の部分について、都市計画道路中央幹線に概ね平行する方向の幅を40m以内とする。
	壁面のデザイン	○魅力あるシルエットを形成し、壁面が長大で無表情なものとならないよう、形態意匠を工夫する。
	頂部のデザイン	○魅力あるスカイラインを形成するよう、形態意匠を工夫する。
備考	<p>1 次のいずれかに該当する区域内においては、建築物又は工作物の幅の基準は適用しない。</p> <p>(1) 都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区</p> <p>(2) 同法第8条第1項第4号に規定する特定街区</p> <p>(3) 同法第8条第1項第4号の2に規定する都市再生特別地区</p> <p>(4) 同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区</p> <p>(5) 同法第12条の8及び第12条の10に規定する地区整備計画の区域</p> <p>2 本基準の適用の際、現に存する建築物又は工作物の建て替えて、建築物又は工作物の幅の基準に適合させることが困難なものについて、神戸市が都市景観審議会の意見をを受けて認める場合は、当該基準によらないことができる。</p>	

### 夜間景観形成基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	照 明	色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがないように、設置位置や形態等に留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		演出	○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○高層建築物の頂部は、照明の演出を行い、魅力あるスカイラインを形成するよう努める。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

## 《区域 a、区域 b》

### 景観形成基準

		区域 a	区域 b
形態又は色彩 その他の意匠 の制限	基本事項	○視点場からの見え方に留意した計画・設計とする。	
	壁面の デザイン	○魅力あるシルエットを形成し、壁面が長大で無表情なものとならないよう、 形態意匠を工夫する。	
	頂部の デザイン	○魅力あるスカイラインを形成するよう、形態意匠を工夫する。	
	建築設備等	-	○屋根は周辺環境と調和のとれたものとする。 ○屋上に設置する場合は、修景等の工夫をする。

### 夜間景観形成基準

			区域 a	区域 b
形態又は色彩 その他の意匠 の制限	照 明	色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。	
			-	○視点場から視認できる照明は電球色とする。
		輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがないうよう、設置位置や形態等に留意する。	
			-	○光源が視点場から視認できないよう、設置位置や形態等に留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。	
		演出	○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。	
			○高層建築物の頂部は、照明の演出を行い、魅力あるスカイラインを形成するよう努める。	-
			○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	

## 《都心ウォーターフロント》

都心ウォーターフロントにおける夜間景観形成基準は、都市景観形成地域の項に記載する。

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

《区域②、区域 a、区域 b》

景観形成基準

		区域②	区域 a	区域 b
すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。		
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。		○掲出しない。
屋上広告物		○建築物と一体となるよう、形態意匠を工夫する。		○掲出しない。ただし、建築物と一体となるよう工夫された自家用広告物を除く。

夜間景観形成基準

			区域②	区域 a	区域 b
す べ て の 広 告 物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。		
			—	—	○内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		
	映像 装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。		(○掲出しない)
変化		○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。			

《都心ウォーターフロント》

都心ウォーターフロントにおける夜間景観形成基準は、都市景観形成地域の項に記載する。